

商品概要説明書

フリーローン（一般型A）

（平成31年4月1日現在）

商品名	J Aフリーローン（一般型A）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ J Aの組合員の方。○ お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。○ 原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○ 原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。○ 生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。① JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 営農資金および事業資金
借入金額	○ 10万円以上300万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6か月以上5年以内とします。なお、J A住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかよりご選択いただけます。【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に

	増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○J Aが指定する保証機関(石川県農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ○20歳未満の方の場合は、J Aが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。												
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.95%、1.00%、1.20%のいずれか。) 【お借入利率 4.000%、お借入額 100万円あたりの一括支払保証料(0.95%) (例)】 <table border="1" data-bbox="539 689 1347 790"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>5,159</td> <td>9,999</td> <td>14,902</td> <td>19,864</td> <td>24,893</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年	保証料(円)	5,159	9,999	14,902	19,864	24,893
お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年								
保証料(円)	5,159	9,999	14,902	19,864	24,893								
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…●●円 ②一部繰上返済の場合…●●円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は●●円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。J Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)												
その他	○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。												